



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *5 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 1
- *6 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則を廃止する規則 (")..... 1

○ 告示

- 196 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)..... 1
- 197 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (障害福祉課)..... 2
- 198 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 2
- 199 " (")..... 2

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則（平成17年和歌山県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知的障害児施設の項、知的障害児・盲ろうあ児施設の項及び重症心身障害児施設の項を削る。

第3条第2項及び第9条中「児童自立支援施設を除く児童施設」を「母子生活支援施設及び肢体不自由児施設」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成23年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則（平成20年和歌山県規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第196号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成23年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
日高トラック運送事業協同組合 代表理事 日下善右衛門
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県御坊市湯川町小松原605-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成23年2月9日

和歌山県告示第197号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30324000 16	西牟婁圏域障害児者相談・生活サポートセンターゆう	事業所の所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1	和歌山県西牟婁郡上富田町下鮎川437-1	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
かつらぎ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
かつらぎ都市計画下水道事業 かつらぎ町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和60年2月23日
至 平成26年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
御坊市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
御坊都市計画下水道事業 御坊市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成16年6月29日
至 平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし